

北九州市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年2月27日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第3号

北九州市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

北九州市建築基準法施行細則（昭和46年北九州市規則第71号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第12項」を「第13項」に改める。

第21条の4中「第48条第14項」を「第48条第15項」に改める。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。